



# 家畜衛生だより



令和4年度第25号（鶏） 令和4年10月発行

南部家畜防疫協議会  
（公社）千葉県畜産協会  
千葉県南部家畜保健衛生所  
〒296-0033 鴨川市八色52  
電話 04(7092)2304  
FAX 04(7092)1434



## 家きん農場 今シーズン初！！ 岡山県と北海道の家きん農場で 高病原性鳥インフルエンザ発生（国内1、2例目）

### 【1例目】

所在地：岡山県倉敷市

飼養状況：採卵鶏（約17万羽）

経緯：

- 10月27日 農場からの死亡羽数増加の旨の通報を受け、立入検査を実施。
- 10月28日 遺伝子検査の結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認。

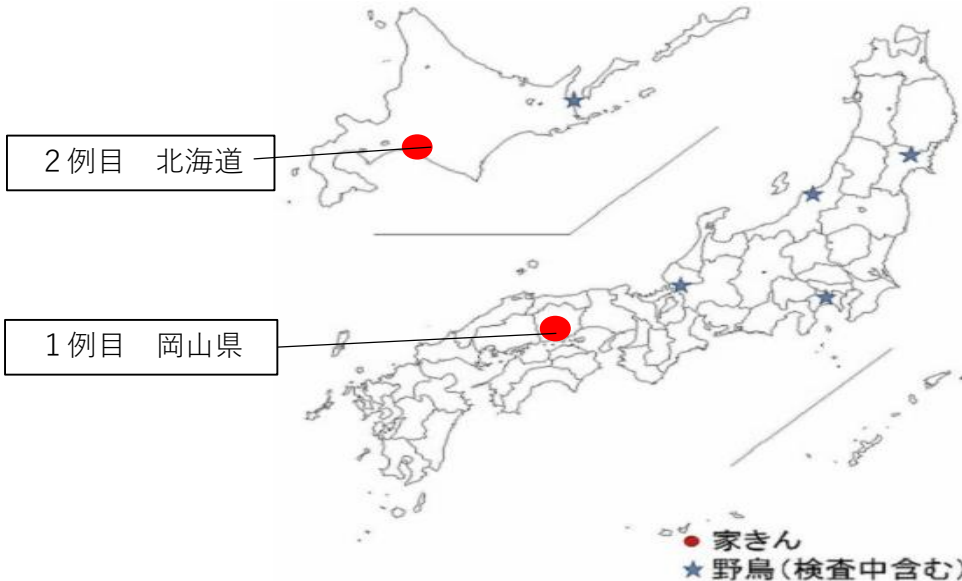
### 【2例目】

所在地：北海道厚真町

飼養状況：肉用鶏（約17万羽）

経緯：

- 10月27日 農場からの死亡羽数増加の旨の通報を受け、立入検査を実施。
- 10月28日 遺伝子検査の結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認。



**家きんに異常があった場合は、  
速やかに家畜保健衛生所に通報してください！**

千葉県南部家畜保健衛生所 TEL 04-7092-2304 FAX 04-7092-1434

※休日、夜間は転送されますので必ず5回以上のコールをお願いします。

# 緊急消毒を実施して下さい

高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するため、家畜伝染病予防法第9条の規定により、千葉県告示第506号の2において、次のとおり消毒を実施することが命じられました。

つきましては、以下の点に留意し、実施をお願いします。

※家きん：鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥

【目的】 緊急的な高病原性鳥インフルエンザの発生予防

【対象】 飼養羽数100羽以上の鶏の飼養農場、及びその他の家きんを飼養している農場のうち家畜保健衛生所長が消毒を実施する必要があると認める農場※

※生産物（卵、鶏など）を出荷しているところ

【実施の期間】 令和4年10月31日（月）～令和5年3月31日（金）まで

【消毒方法】 家きん舎周囲及び農場外縁部に消毒薬または消石灰等を散布

## <消毒薬の配付について>

千葉県から飼養羽数100羽以上の鶏及びその他の家きんを飼養する農場に対し、逆性石けん製剤を配付予定です。

**後日、配付希望の有無を照会します。**

配布方法は、動物用医薬品取扱業者から農場に直送する予定です。

なお、勝手ながら、配付本数は飼養規模に応じ県で決めさせていただきますので、その旨ご了解ください。

## 伝染病の侵入・まん延を防ぐために

- 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等
- 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用
- 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等
- 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等
- 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用
- 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕
- ねずみ及び害虫の駆除



## 野生動物侵入対策

- 野生動物を誘因するような餌が農場内にこぼれていないか確認！
- 農場周辺の物の整理や草刈り等、野生動物が隠れられる場所を減らす

